

## 公共用水域水質測定の概要

### 1 測定機関

- 国土交通省・・・最上川本川など、国が管理する区域での測定
- 県・・・・・・・・最上川の支川や2級河川など、主に県管理区域での測定
- 山形市・・・・・・・・山形市内での測定（水質汚濁防止法の政令市）

### 2 測定水域

- 河川
  - ・ 最上川や赤川など、本県を代表する河川
  - ・ 市街地を流下する河川など、汚濁が比較的多いと思われる河川
  - ・ 鉱山廃水が流入する河川など、有害物質が検出されるおそれのある河川
- 湖沼
  - ・ 水道水源になっているダム貯水池など
- 海域
  - ・ 沿岸域及び酒田港

### 3 河川の測定地点

- ・ 最上川、赤川の本川は、全体を把握できるよう、主要な支川の流入後など複数の地点で測定
- ・ 最上川、赤川の支川や2級河川では、全体を把握する地点、または、最上川への影響を把握できる地点として、最下流の地点（最上川への合流点など）で測定
- ・ そのほか、利水状況などを考慮して、一部の河川では上流の地点でも測定

### 4 測定項目

- ・ 水質測定計画に記載の物質の中から、各水域の利用目的等に応じて選定
- ・ 最上川本川などでは、実態を把握するため、ほぼ全ての項目を測定
- ・ 中小河川では、流域の実態に合わせて測定項目を選定  
（市街地を流下する河川などではBODなどの生活環境項目、有害物質を使用する工場等からの排水が流入する河川は当該有害物質を測定）

## 令和3年度公共用水域水質測定計画の概要

### 1 測定地点

水 域 名	河川数等		測定地点数				
			国土交通省	山形県	山形市	計	
河川	最上川本川	1(1)	58(58)河川	8(8)	2(2)	—	10(10)
	最上川支川	38(38)		7(7)	30(30)	9(9)	46(46)
	赤川本川	1(1)		3(3)	—	—	3(3)
	赤川支川	4(4)		—	4(4)	—	4(4)
	その他河川	14(14)		—	14(14)	—	14(14)
湖 沼	9(9)湖沼		4(4)	4(4)	1(1)	9(9)	
海域	酒田港	1(1)	2(2)海域	—	10(10)	—	10(10)
	日本海沿岸	1(1)		—	2(2)	—	2(2)
合 計		69(69)		22(22)	66(66)	10(10)	98(98)

( ) 内は、令和2年度測定計画の数

### 2 前年度からの変更点

(1) 以下の地点について「健康項目」の測定頻度を減ずる。

番号	測定地点名(水域名)	測定項目	測定頻度	変更の理由等
A2 A4 A8 A9 B21	糠野目橋(最上川) 長井橋(最上川) 基点橋(最上川) 堀内橋(最上川) 落合橋(須川)	1,4-ジオキサン	4回→2回	2010年(H22)の測定開始以降検出されていないため、他の有機化合物同様の頻度とする。 (国土交通省担当)
B19 B24 B27 B29	睦合橋(須川) 逆川橋(逆川) 白川橋(馬見ヶ崎川) 灰塚橋(立谷川)	ジクロロメタン 四塩化炭素 1,2-ジクロロエタン 1,1-ジクロロエチレン シス-1,2-ジクロロエチレン 1,1,1-トリクロロエタン 1,1,2-トリクロロエタン トリクロロエチレン テトラクロロエチレン ベンゼン 1,4-ジオキサン	4回→2回	過去10年以上検出されていない。 (山形市担当)
酒田港 No.4 酒田沖 No.19	(第2区域) (日本海沿岸)	カドミウム 全シアン(No.19のみ) 鉛 六価クロム 砒素 総水銀 P C B(No.19のみ)	(No.4) 4回、2回 →0 (No.19) 1回→0	(No.4) 大浜工業団地排水を想定した測定地点で、砒素のみ下限値程度検出している。隣接の環境基準地点No.5の監視で代表する。 (No.19) 1996年(H8)の測定開始以降検出されていない。 (山形県担当)

(2) 以下の地点について「生活環境項目」の測定頻度を減ずる。

番号 測定地点名 (水域名)	測定項目	測定頻度	変更の理由等
B2 芦付橋 (堀立川) B30 沼川 (最上川合流前) (沼川) B36 窪野目橋 (倉津川) B45 升形橋 (升形川) C6 浜田橋 (新井田川) C7 中島橋 (小牧川) C13 西三川橋 (内 川)	大腸菌群数	6回→2回	都市部を流れる河川を6回測定していたが、それ以外の河川と頻度を合わせて監視の効率化を図る。 (山形県担当)
酒田港 No. 1 (第3区域) 酒田港 No. 4 (第2区域) 酒田港 No. 8 (第4区域) 酒田港 No. 13 酒田沖 No. 18 (日本海沿岸) 酒田沖 No. 19 (日本海沿岸)	大腸菌群数	2回→0	海域での大腸菌群数を環境基準地点のみとし、監視の効率化を図る。 (山形県担当)
酒田港 No. 2 (第3区域) 酒田港 No. 5 (第2区域) 酒田港 No. 6 (第1区域) 酒田港 No. 7 (第4区域) 酒田港 No. 9 (第4区域) 酒田港 No. 11 (第5区域) 酒田沖 No. 19 (日本海沿岸)	n-ヘキサン抽出物質	2回→0	10年以上検出されず、また、検体採取時の目視で確認が可能。 (山形県担当)
酒田港 No. 13	pH DO COD	12回→4回	酒田港内の水質と対比するための測定地点であり、測定結果の推移を踏まえて頻度を削減する。 (山形県担当)